

歴史都市・京都にふさわしい屋外広告物の普及のために

京都市広告景観づくり補助金交付制度



京都市広告景観づくり補助金交付制度の概要

京都市では、京都にふさわしい屋外広告物の普及を促進し、広告景観を更に向上させるため、京都にふさわしい屋外広告物の設置・設計等に係る費用の一部を補助する補助金交付制度を設けています。

※ 「京都市優良看板検索システム」では、京都にふさわしい優良な看板を紹介していますので、御参照ください。

I 京都にふさわしい屋外広告物：優良デザイン屋外広告物

1 補助対象事業

- (1) 屋外広告物の設置
- (2) 商店街等の統一看板及び共同看板（以下「統一看板等」という。）の設置
- (3) 統一看板等に係る企画・立案等の行為

※ 撤去工事は補助の対象にはなりません。

評価基準として以下のような点を考慮し、京都にふさわしい屋外広告物として市長が適当と認めるものに対して、補助金を交付します。

- 屋外広告物が設置される建物の構造や外観、外壁の材質等と適切に調和した形態やデザインであること。
- 形態やデザイン、材質が適正に組み合わせられ、広告物自体が良好な景観形成の対象となるもの。
- 周囲の風情との調和あるいは風情を向上させるようなもの。
- 統一看板等の場合は、統一性を基調に、それぞれの店舗の用途に応じた個性を発信する中で、商店街やその地域における洗練された統一感と良質な景観を演出するもの。

補助対象の内訳

	補助対象
屋外広告物の設置	(1) 材料費 (2) 製作に必要な設計費，デザイン料 (3) 製作，設置に必要な経費
統一看板等の企画等 (※)	(1) 企画等に必要な資料，図面等の作成頒布経費 (2) 企画等に必要な事務用消耗品の購入経費 (3) 集会に必要な会場及び備品の使用料 (4) 研究会等の講師の謝礼

※ 統一看板とは、商店街などの団体に属する商店等のうち5軒以上が共通のデザインの看板を設置し、地域のまとまり等を創出するものを指します。

2 補助金額

補助率及び上限額

	景観保全の規制（※1） 屋外広告物の規制（※2）	補助率 (税抜金額 に対して)	上限額
屋外広告物の設置	伝統的建造物群保存地区 歴史的景観保全修景地区 界わい景観整備地区 歴史遺産型第1種地域 歴史遺産型第2種地域	3分の2	1申請につき、 50万円
	その他の地域		
統一看板等の企画等	市内共通	2分の1	1申請につき、 50万円（※3）

※1, 2 規制の種類については、ホームページ「京都市景観情報共有システム」から景観保全（※1）又は屋外広告物（※2）の規制を御参照ください。

京都市 景観規制等検索

※3 統一看板等を設置した場合に限ります。

3 募集期間

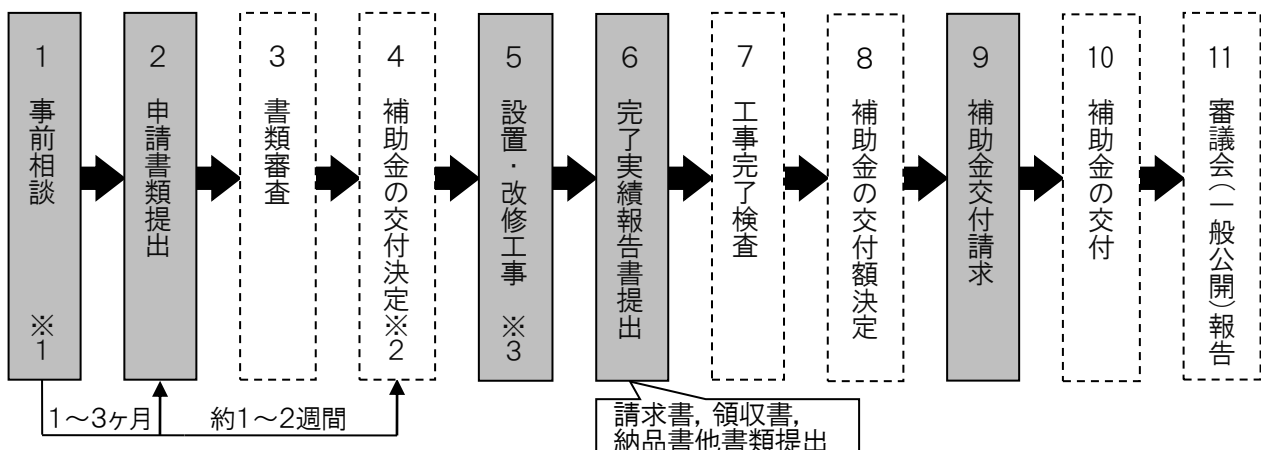
原則として、4月1日～翌1月31日（いずれも閉庁日の場合は、翌開庁日）
ただし、補助予定額の総額が予算の上限に到達した場合は、受付を終了します。

※ のれん・ちょうちんの受付は、休止しています。

II 補助金交付までの流れ、申請書類等

1 補助金交付までの流れ

■ …申請者の手続
□ …京都市の対応



※1 意匠と建物の調和等、美観風致相談員（デザインの専門家）に意見を求めることがあります。

※2 広告物の設置に関して許可が必要な場合は、「4 補助金の交付決定」以前に許可を受けていただく必要があります。

※3 「4 補助金の交付決定」以前に広告物を設置された場合は、補助金を交付することができません。

2 申請書類

I 優良デザイン屋外広告物

- ① 補助金交付申請書
- ② 付近見取図
- ③ 広告物配置図
- ④ 広告物を設置する建物の立面図（写真等に寸法を記載したものも可）
- ⑤ 広告物の設計図（意匠図を含む。カラー）
- ⑥ 広告物の設置前後の周辺の状況を示す完成予想図（カラー）
- ⑦ 広告物を設置する建物周辺の現況写真
- ⑧ 屋外広告物許可通知書（許可不要の場合は除く）
- ⑨ 積算書（見積書を添付）
- ⑩ デザインのコンセプトを説明したもの
- ⑪ 旅館業許可書（旅館業の場合のみ）

※ 上記以外にも、事前相談の中で素材見本等その他資料の提出をお願いする場合があります。

※ 申請の前に事前相談が必要です。申請を御希望の方は、②、④、⑤、⑦を御用意のうえ、広告景観づくり推進課広告物審査担当に御相談ください。

3 補助金交付条件

- 新設の屋外広告物であること（既設は対象外）。
- 自社で製造したものを自社で設置するものでないこと。
- 店名・屋号等その他これらに類するものが表示された、事業活動用の屋外広告物として常時使用するものであること（催事等一時的なものは不可）。
- 既存の屋外広告物が違反又は無許可でないこと（是正し、許可を受けていただければ可）。
- 屋外広告物が道路上にはみ出す場合は、道路占用許可を受けていただくこと。
- 屋外広告物の設置に関しては、原則として、本市に屋外広告業登録をしている業者による施工とすること。
- 補助を受けて掲出した広告物の改修等でないこと。
- 3月末までに、施工を完了し、完了検査を受けていただくこと。
- パンフレットやホームページ等に写真が使用されることについて同意いただけること。

4 その他注意点

- 事前相談に時間を要する場合がありますため、計画の早い段階で御相談ください。
- 申請は、1事業者につき1年度内1回限りです（同一区画内で50万円までの追加申請は可）。

お問合せ先

京都市都市計画局都市景観部 広告景観づくり推進課 [広告物審査担当]

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

TEL (075) 222-4137

メールアドレス okugai@city.kyoto.lg.jp

京都市 広告補助金

検索



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

この印刷物が
不要になれば
「雑がみ」として
古紙回収等へ！

